

雇 第 2 6 4 号
令和3年6月24日

関係県内経済団体の長 様

千葉県商工労働部雇用労働課長
(公印省略)

雇用調整助成金の特例措置の延長等について（通知）

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

雇用調整助成金について、今般、厚生労働省から、一部内容を変更し、特例措置を7月末まで延長する旨発表がありましたので、通知します。

また、同助成金の特例措置の延長に伴い、雇用調整の初日が令和2年1月24日から令和2年12月31日までの間に属する場合は、1年を超えて引き続き受給することができる旨発表がありましたので、併せて通知します。

現在、事業活動を取り巻く環境が大変厳しい状況にある中、事業活動の継続や労働者の雇用の維持・確保を図るため、多くの企業が本制度を御活用いただいているところであり、制度の変更につき、貴団体の各会員の皆さまに広く周知くださるようお願いいたします。

詳細については、別添のリーフレット及び下記の国ホームページを御参照下さい。

* 国ホームページ URL

①特例措置の延長等

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782480.pdf>

②対象期間延長

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000796439.pdf>

問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課

電話 043-223-2767

詳しくは、以下にお問合せください。

千葉労働局職業安定部職業対策課事業所給付係

電話 043-221-4393